

第4回自治体システムデータ連携標準検討会

資料 1

GIS・防災・教育に係る標準化の取組

2019年12月13日

(一財)全国地域情報化推進協会



委員会体制

標準推進委員会 ・「地域情報プラットフォーム」標準仕様の策定、管理、改訂	委員長 東京大学名誉教授 齊藤忠夫		副委員長 北九州市、日立製作所	
	・アドバイザー：東京大学教授 須藤修(全般)、東京工業大学教授 大山永昭(全般)、東京大学教授 柴崎亮介(GIS)、鳴門教育大学准教授 藤村裕一(教育・校務)、東京大学教授 目黒公郎(防災)			
	標準仕様WG 主査：富士通	技術標準TF	リーダー：富士通	
		準拠確認及び相互接続性検討TF	リーダー：日立	
		自治体業務標準化TF	リーダー：NEC	
		防災情報共有標準化TF	リーダー：NTT西日本	
	GISWG 主査：国際航業	G空間及びGIS活用検討TF	リーダー：パスコ	
GIS-防災・業務システム連携TF		リーダー：富士通		
教育・校務WG 主査：富士通	校務標準化TF	リーダー：NTT-LS		
	教育ICT環境整備検討TF	リーダー：富士通		

ICT利活用 地域イノベーション委員会 ・諸課題への対応、普及促進活動 ・標準化が必要となった案件は随時、標準推進委員会へ移管	委員長 早稲田大学教授 三友仁志		副委員長 徳島県、千葉市、NTTコム	
	・アドバイザー：筑波技術大学教授 須田裕之(地域情報化)、愛媛大学教授 坂本世津夫(地域情報化)、国際大学GLOCOM准教授 庄司昌彦(クラウド・データ利活用)、中央大学教授 実積寿也(Wi-Fi)、MEDIS理事長 山本隆一(医療)			
	インフラ・プラットフォームWG 主査：東大 森川教授	Wi-Fi等地域ICT環境整備TF	リーダー：NECネットアイ	
		クラウド・データ利活用検討TF		
ICT利活用WG 主査：茨城大 後藤教授	イノベーションモデル創造検討会議 自治体CIO育成研修 IoT人材育成PT 官民データ活用計画策定PT	リーダー：NTT-AT		

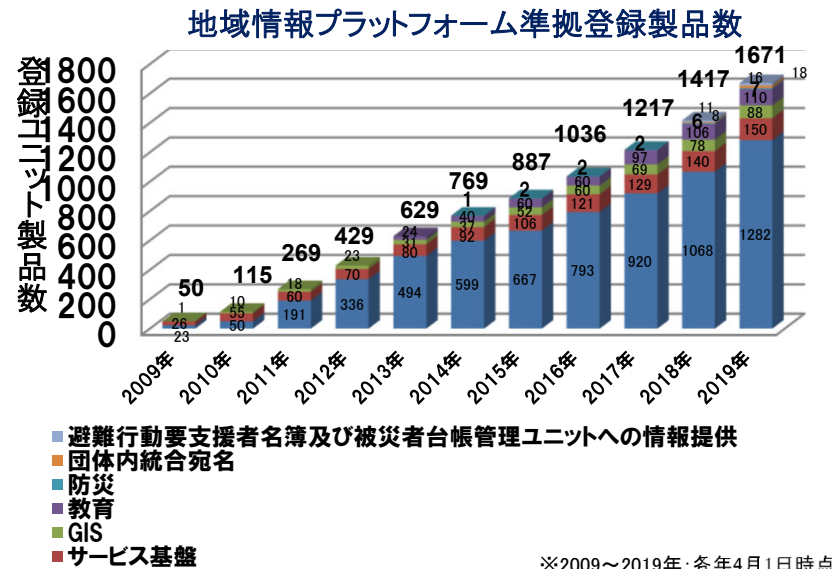
一般財団法人 全国地域情報化推進協会

1

「地域情報プラットフォーム」の普及状況

(4)地域情報プラットフォーム準拠登録製品 登録状況(H31年4月1日時点)

総務省作成



◆準拠登録状況(2019年4月1日現在)

準拠ユニット製品総数		1,671
内訳	自治体業務アプリケーションユニット	1,282
	サービス基盤	150
	GISユニット	88
	教育情報アプリケーションユニット	110
	防災業務アプリケーションユニット	7
	団体内統合宛名	18
避難行動要支援者名簿及び被災者台帳管理ユニットへの情報提供		16

「自治体業務アプリケーションユニット」の内訳

◆登録企業数 95社

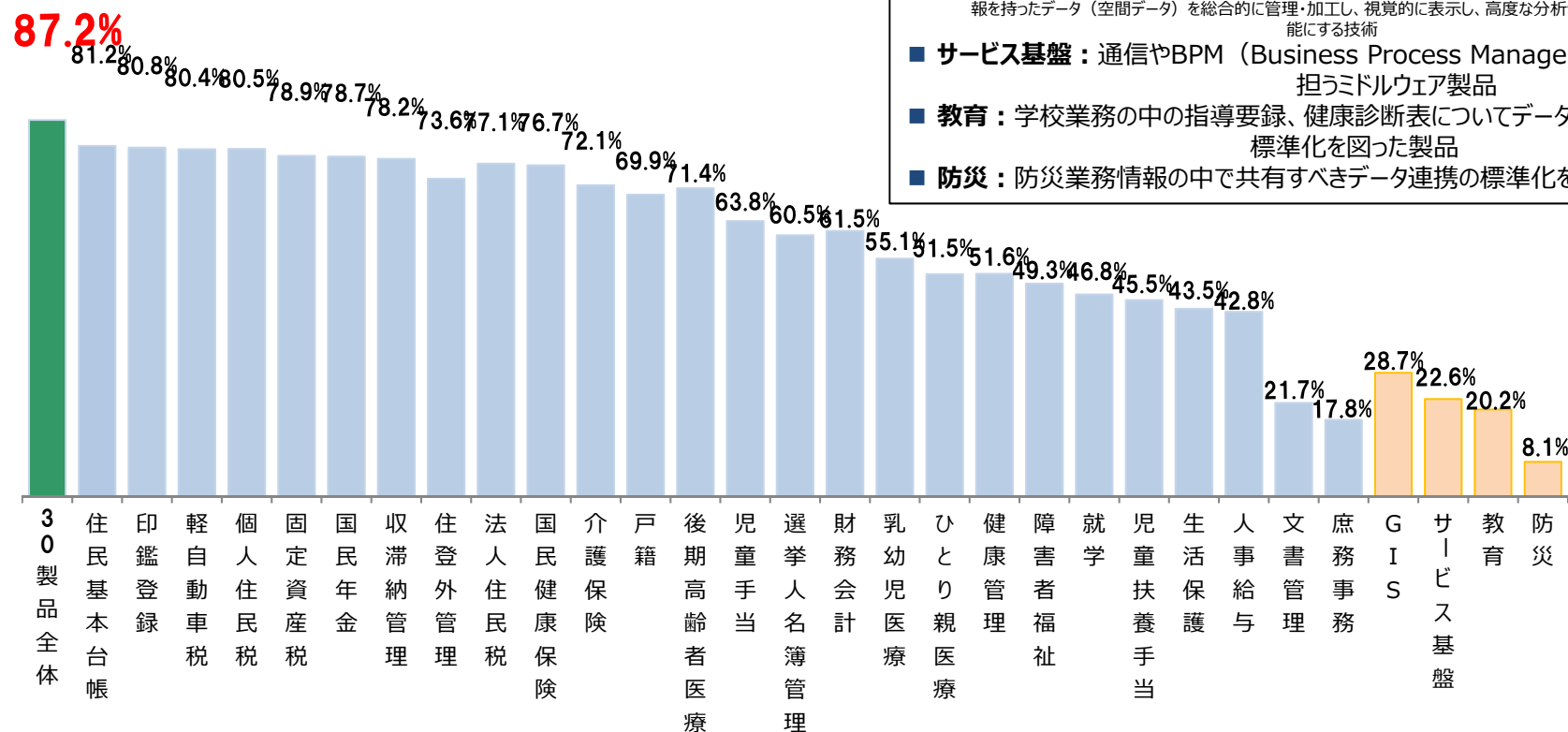
※「業務ユニット」および「業務アプリケーションユニット」とは、現在、自治体業務の区分けとして全国的に普及している業務単位のアプリケーションであり、自治体での調達の最小単位を可能とするものを示している。

項番	業務ユニット	製品数
1	住民基本台帳	83
2	印鑑登録	75
3	選挙人名簿管理	14
4	固定資産税	65
5	個人住民税	67
6	法人住民税	66
7	軽自動車税	70
8	収滞納管理	71
9	国民健康保険	54
10	国民年金	67
11	障害者福祉	21
12	後期高齢者医療	26
13	介護保険	28
14	児童手当	28
15	生活保護	18
16	乳幼児医療	40
17	ひとり親医療	40
18	健康管理	18
19	就学	22
20	戸籍	11
21	児童扶養手当	17
22	住登外管理	59
23	財務会計	49
24	庶務事務	12
25	人事給与	11
26	文書管理	14
その他(外国人登録、子ども手当)		22
		1,068

「地域情報プラットフォーム」の普及状況 (2)地域情報プラットフォームの普及状況(30業務)

- 地方公共団体（1741市区町村）における準拠製品の導入状況は、全体で**87%※**。
- 地方公共団体においては、**普及が遅れている分野があること、地域情報プラットフォームの意義（円滑な情報連携が可能）が認識されていない可能性があること等から、今後一層の普及が必要と認識。**

※地方自治情報管理概要（H30.3.30公表(H29.4.1現在)）より。「各システムにおける地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した製品の導入状況」について、各システムにおいて、平成28年度までに導入済み、29年度までに導入予定、30年度までに導入予定と回答した自治体（市区町村）をカウント。



■ **GIS※**：自治体業務において、地図情報を活用可能と設定している製品

※Geographic Information System（地理情報システム）は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術

■ **サービス基盤**：通信やBPM（Business Process Management）を担うミドルウェア製品

■ **教育**：学校業務の中の指導要録、健康診断表についてデータ連携の標準化を図った製品

■ **防災**：防災業務情報の中で共有すべきデータ連携の標準化を図った製品



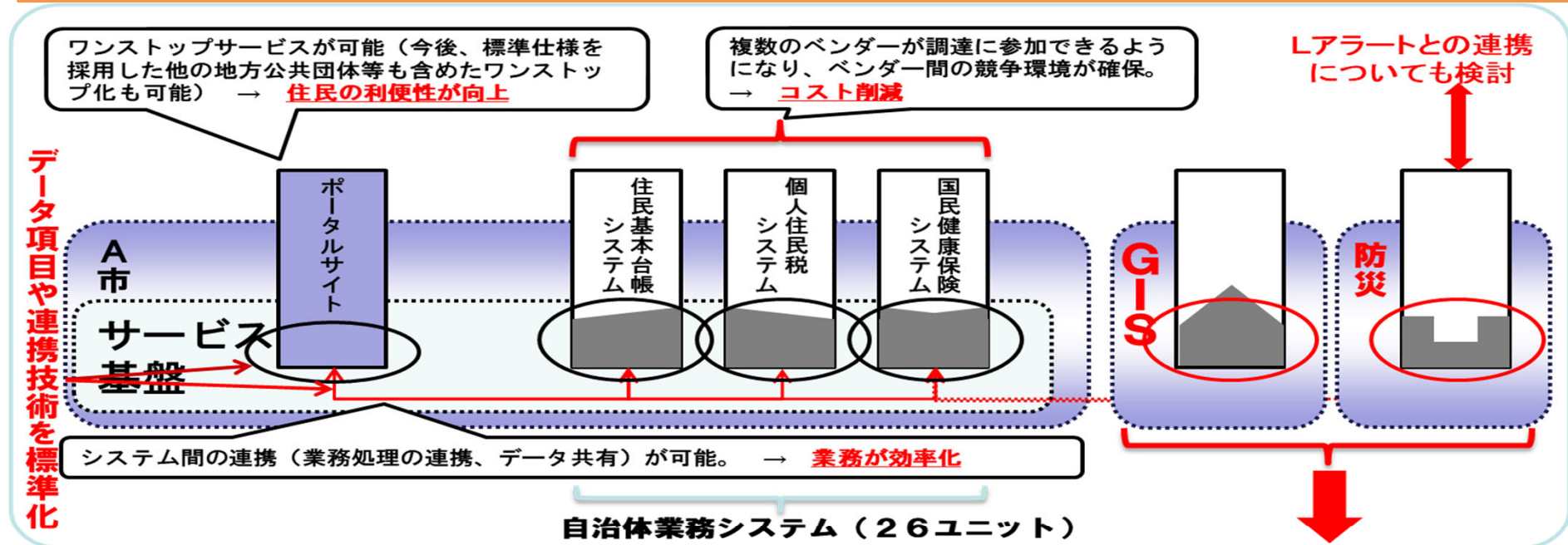
一般財団法人 全国地域情報化推進協会
The Association for Promotion of Public Local Information and Communication

GIS・防災に係る標準化

地域情報プラットフォームにおけるGIS・防災標準仕様の策定

地域情報プラットフォームとは

- 自治体の庁内における業務システムのマルチベンダ化を進めるために、庁内の様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様。自治体業務のうち、住民基本台帳、個人住民税等26業務をはじめとして防災、教育校務などの業務の情報システム仕様について標準化。
- 総務省事業として策定し、（一財）全国地域情報化推進協会（APPLIC）において「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として公開し、運用中。



番号法の成立 → 情報連携による業務効率化、サービス向上の必要性
(災害対策分野も情報連携対象業務)

改正災害対策基本法施行（平成25年10月）
避難行動要支援者名簿、被災者台帳の制度化

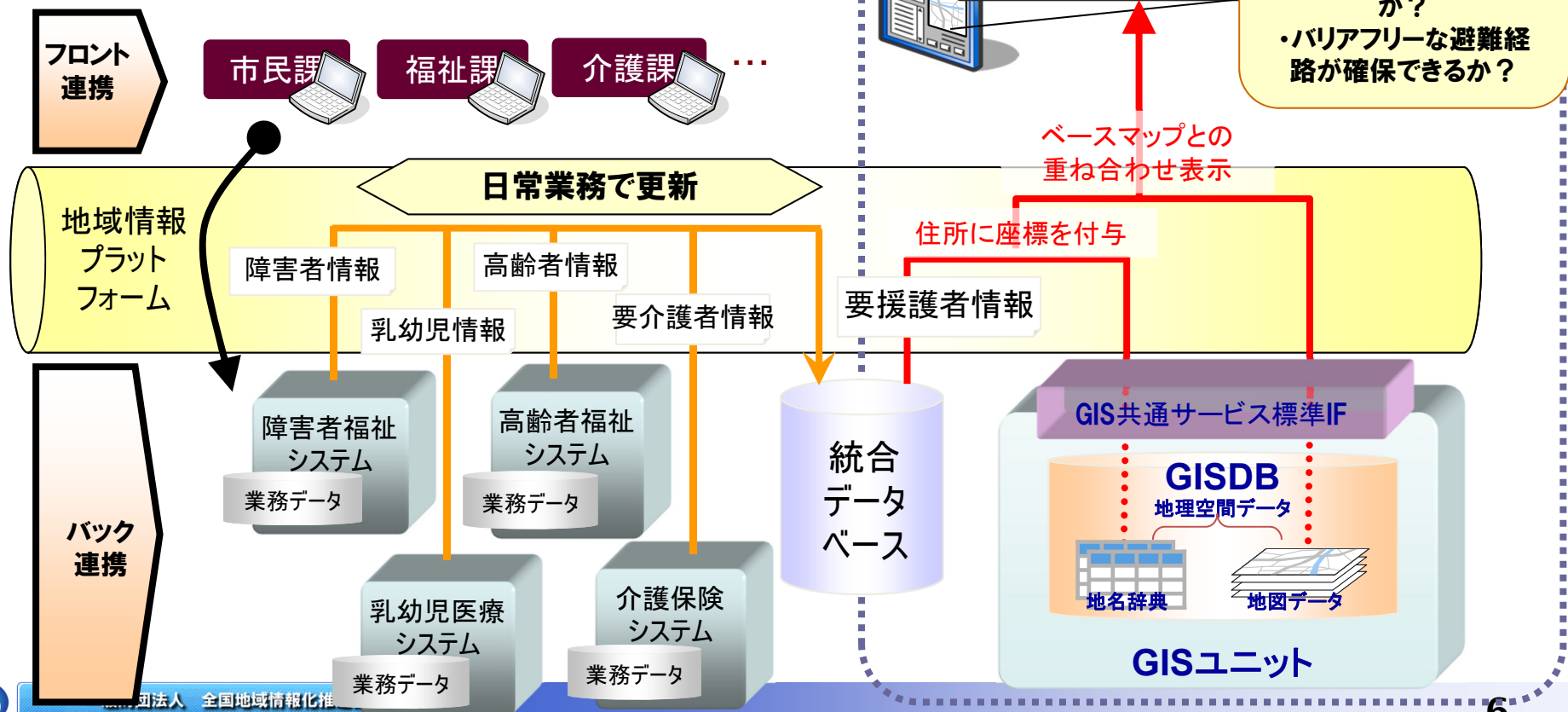
被災地域における被災者ケアへのICT活用ニーズ

G空間×ICTの推進

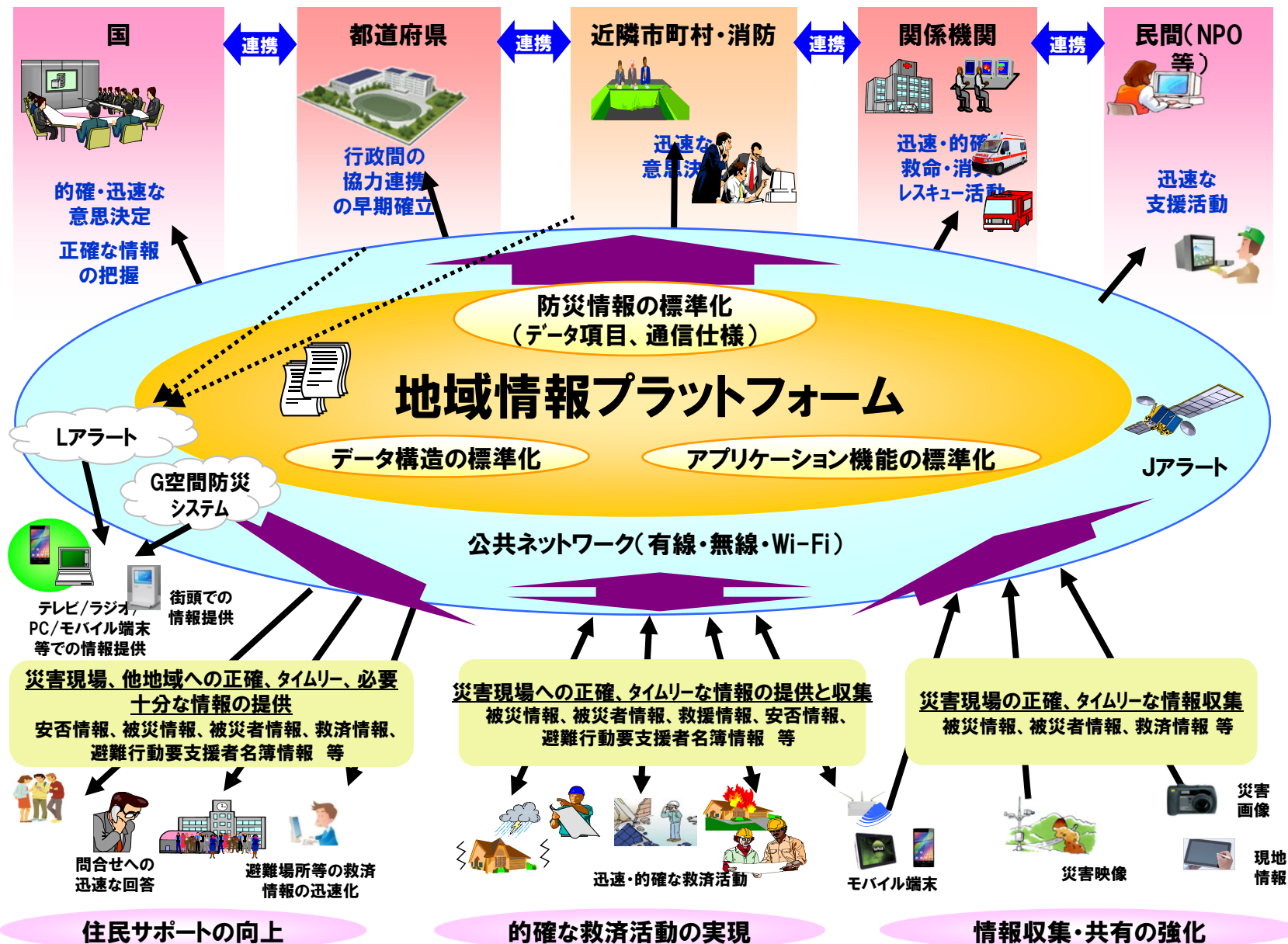
自治体業務システムと
GIS、防災情報システム
の情報連携を実現する
ため、これまでの標準仕
様を改定（機能拡張）

地域情報プラットフォームの防災利活用イメージ

日常業務で蓄積された情報の位置に関する情報(住所)に
GISユニットの地名辞典を活用し
座標を付与することにより
地図上で情報を把握することが可能に！



防災アプリケーションの活用イメージ（将来像）



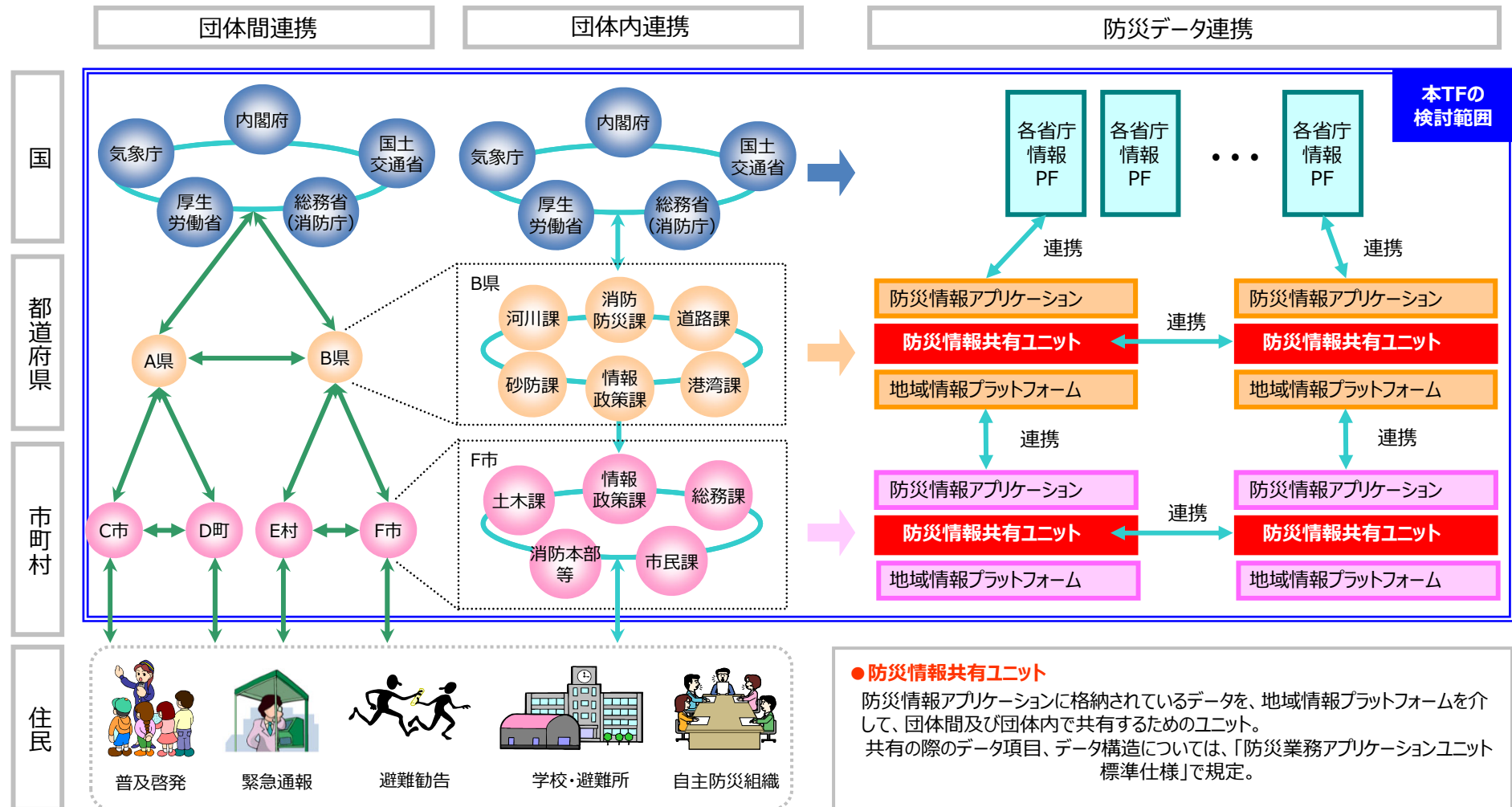
防災業務アプリケーションユニット標準仕様のユニット体系について

防災業務アプリケーションユニット標準仕様の現行の体系、及び検討を行うTF、概要 は以下の通り。

防災業務アプリケーションユニット標準仕様

	検討TF	概要
AB01 防災情報共有	標準仕様WG 防災情報標準仕様TF	国や都道府県、市町村、その他災害対応活動に関わる団体が個々に保有する災害情報をそれぞれの団体間で共有し、各種災害情報を閲覧、入手することを可能とし、各団体の災害対応活動の向上に寄与
AB11 避難行動要支援者名簿管理	GIS-WG GIS-防災・業務システム 連携TF	- 災害対策基本法の改正で義務化された、避難行動要支援者名簿の情報を管理 - 自治体で導入される被災者台帳管理ユニット等と連携し、自治体や地域における住民の円滑な避難支援に寄与
AB12 被災者台帳管理		- 災害発生時の被災者支援について、「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を被災者台帳として一元的に集約 - 他の自治体に被災者台帳情報を提供し、効率的な被災者の支援に寄与

防災情報共有ユニットの連携イメージ



● 防災情報共有ユニット

防災情報アプリケーションに格納されているデータを、地域情報プラットフォームを介して、団体間及び団体内で共有するためのユニット。
共有の際のデータ項目、データ構造については、「防災業務アプリケーションユニット標準仕様」で規定。

<標準仕様で定めるデータ項目>

- | | | | |
|------------|-------------|------------|------------|
| ・災害状況 | ・災害概況即報 | ・被害状況_付加情報 | ・被害状況_詳細情報 |
| ・避難勧告_指示情報 | ・避難所情報 | ・避難者情報 | ・災害対応活動情報 |
| ・配備体制情報 | ・通行規制情報 | ・通行規制情報 | ・水防活動情報 |
| ・自治体基礎情報 | ・物資_資機材備蓄情報 | ・道路被害情報 | ・橋梁被害情報 |
| ・映像情報 | ・避難場所情報 | | |

災害対策基本法における避難行動要支援者名簿と被災者台帳作成

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

平成25年6月21日公布

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安寧を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、その実施を監督の下、政府が一体として実施すること。
- 災害により地方公共団体の機能が麻痺した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

被災者台帳

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。
- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。等

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から国土交通省に移すこと。等

4 平素からの防災

- 「減災」の理念を明確化すること。
- 災害応急対策に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続を努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体、民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住宅の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

避難行動要支援者名簿

5 その他

- 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。
- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。等

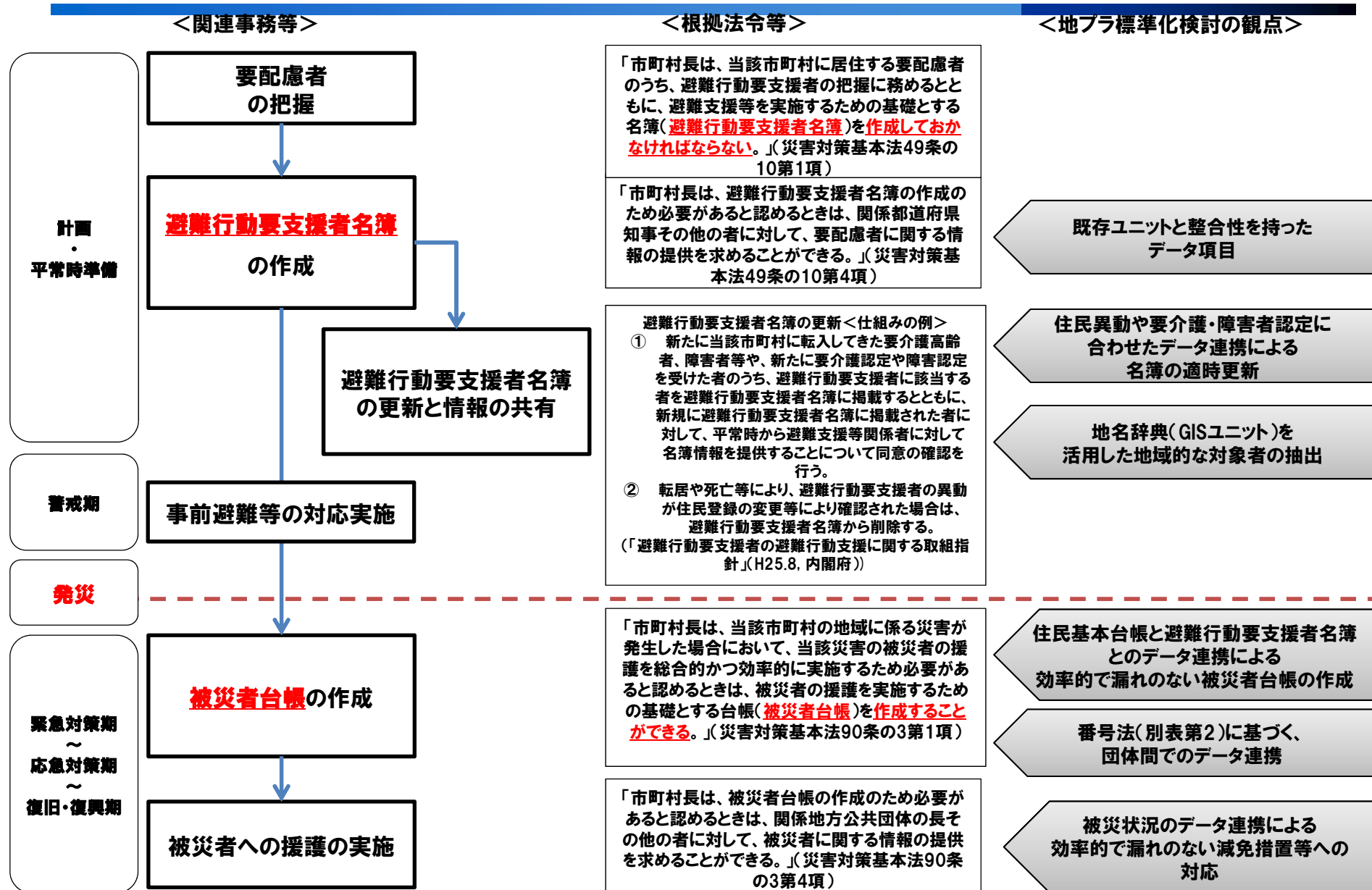
<地域情報プラットフォームの災対法改正への取り組み>

G空間(位置情報)を活用して防災と自治体業務を連携した標準化検討

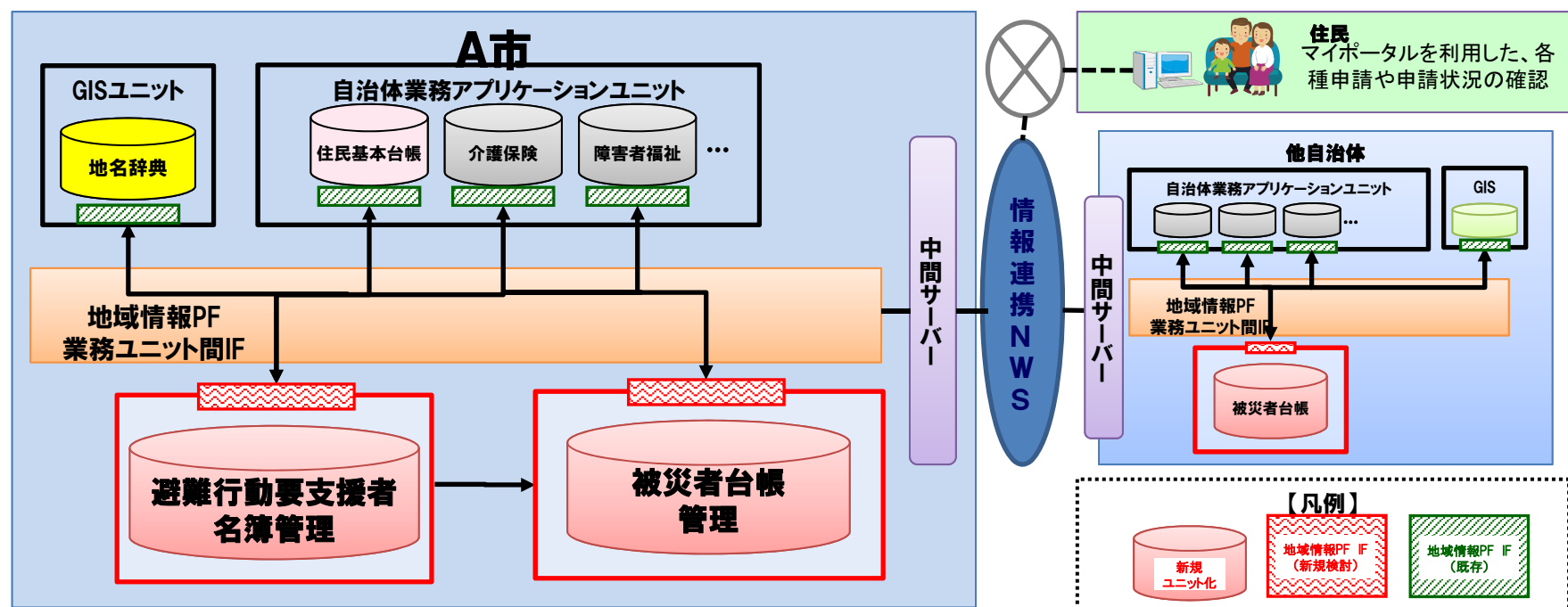
・番号制度では、防災分野への利活用もいわれています。

「地域情報プラットフォーム」に準拠した自治体業務システムとGISユニットを活用して、避難行動要支援者名簿や被災者台帳の作成の標準仕様化をしています。

災害対策基本法における避難行動要支援者名簿と被災者台帳作成の流れ



地域情報プラットフォームによる標準化検討の概要



【標準化検討の概要】

- (1)業務の分析と標準的な業務の範囲等の検討。業務ユニット単位の確定
- (2)地域情報PFによるデータ連携を考慮した、避難行動要支援者名簿、被災者台帳のデータ標準化
- (3)避難行動要支援者名簿の随時更新を考慮したIFの標準化
- (4)被災者台帳の迅速な作成を考慮したIFの標準化(団体間連携含む)

※IF検討にあたっては、SOAP連携を前提にしつつ、バッチ処理に対応する連携についても考慮

【避難行動要支援者名簿、被災者台帳の作成・更新における地域情報プラットフォーム活用のメリット】

- ①各業務システム(ユニット)とのシームレスな情報連携により、避難行動要支援者名簿、被災者台帳を常に最新の状態に保つことが可能
- ②中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムを介した、他の自治体との情報連携を容易に実現 【Ver 3.0】
(中間サーバー・ソフトウェアは、地域情報プラットフォームに準拠した既存システムとの接続性を考慮したものとなる予定であり、バージョンアップにより接続可能)

準拠登録製品の推進

- ・自治体内の業務システムから避難行動要支援者管理システムや被災者台帳管理のシステムへ情報
- ・これらの情報から避難行動支援や罹災証明書発行等が円滑に行われる

業務ユニット		製品名	団体名	推奨マーク
AB11 避難行動要支援者名簿管理		避難行動要支援者管理システム	西宮市情報センター 	
		PasCAL	(株)パスコ 	
		INSIDE	(株)アイシーエス 	
AB12 被災者台帳管理		被災者支援システム	地方公共団体情報システム機構 	
避難行動要支援者名簿管理 及び被災者台帳管理に対して 情報提供できる製品	住民基本台帳	TASKクラウド 住基システム	(株)T K C 	
		e-SUITE for Cloud 住民基本台帳システム	(株)ジーシーシー 	
		ADWORLD 住民記録システム	(株)日立システムズ 	
		総合行政システム	(株)RKK コンピュータサービス 	
	住登外管理	e-SUITE for Cloud 宛名・住登外管理システム	(株)ジーシーシー 	
		総合行政システム	(株)RKK コンピュータサービス 	
	障害者福祉	e-SUITE for Cloud 障害者福祉システム	(株)ジーシーシー 	
		総合行政システム	(株)RKK コンピュータサービス 	
	介護保険	e-SUITE for Cloud 介護保険システム	(株)ジーシーシー 	
	健康管理	総合行政システム	(株)RKK コンピュータサービス 	
		e-SUITE for Cloud 健康情報システム	(株)ジーシーシー 	

被災者台帳の作成等に関する実務指針（概要）

平成29年3月31日発行

市町村において、被災者台帳の作成等及び被災者台帳に係るマイナンバー利用事務の実施に当たり参考となるよう、その手順等について示したもの

第Ⅰ章 総論

○ 被災者台帳作成による効果

- ① 的確な援護実施
(援護の漏れ、二重支給等の防止)
- ② 迅速な援護実施
- ③ 被災者の負担軽減
- ④ 関係部署の負担軽減
(関係情報共有による重複の排除)

○ 標準的なデータ項目について例示

○ 被災者台帳に係るシステムのデータ標準化(APPLIC)を推奨

○ 被災者台帳作成チェックリスト(平時の準備)を掲載

○ マイナンバー利用のメリット

- ① 情報提供ネットワークシステムを使用して、他団体から被災者の情報の提供を受けることができる
- ② 他部署が保有する情報を庁内連携できる
- ③ 被災者の援護事務に台帳情報を庁内連携できる
- ④ 同一人の個人情報であるか容易かつ確実に確認できる

○ 個人情報の種別による取扱いの相違

第Ⅱ章 被災者台帳の作成等（主に番号利用法）

1 被災者台帳の作成

- (1) マイナンバーの取得・利用
- (2) マイナンバーを利用した庁内からの情報入手
- (3) 情報提供ネットワークシステムを使用した
庁外からの情報入手

2 台帳情報の利用

- (1) 同一市町村内の同一機関内における利用
- (2) 同一市町村内の他の機関における利用

3 台帳情報の提供

- (1) マイナンバーを含む台帳情報の提供
- (2) 番号利用法第19条第14号に係る留意点

4 その他

- (1) 特定個人情報保護評価の実施
- (2) 被災者台帳の作成等事務における
マイナンバーの利用イメージ
- (3) 条例の規定状況ごとのマイナンバー利用と
被災者台帳の関係

被災者台帳に関する
マイナンバーの利用
について、法律上可
能なもの・条例に規
定することにより可
能となるものを示し、
その具体的内容を明
らかにするとともに、
その手続や留意事項
について掲載

第Ⅲ章 被災者台帳の作成等（主に災対法）

1 被災者台帳の作成

- (1) 庁内からの情報入手
- (2) 庁外からの情報入手

2 台帳情報の利用

3 台帳情報の提供

- (1) 本人に対する提供
- (2) 他の地方公共団体に対する提供
- (3) 地方公共団体以外の者に対する提供

これらの手続
に係る手順例
や留意事項に
ついて掲載

第Ⅳ章 関係資料

○ 標準的なデータ項目の例示

○ 被災者台帳作成チェックリスト

○ 台帳情報提供に係る様式例

について掲載

出典：内閣府

(http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/h28kumamoto/okyuseikatu_wg.html)

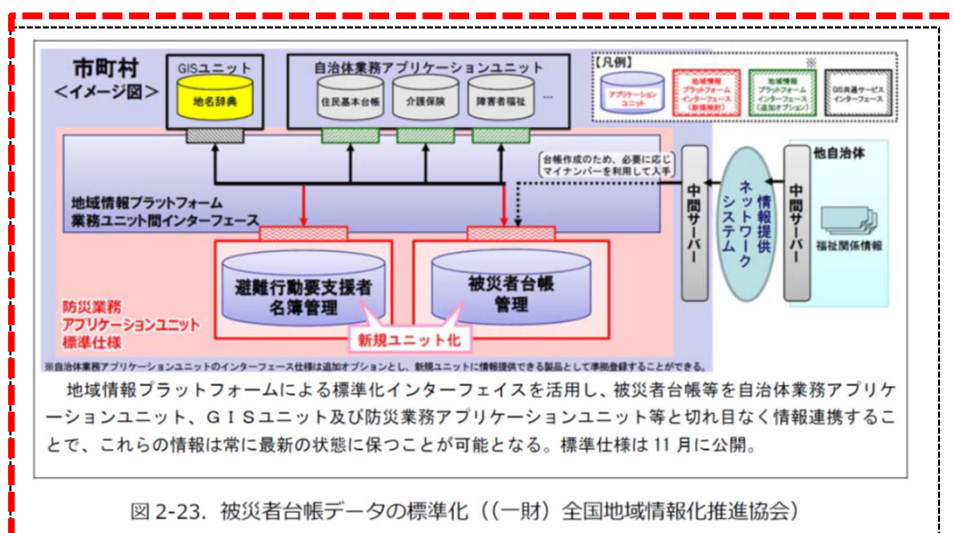
熊本地震を踏まえた 応急対策・生活支援策の在り方について (報 告 書)

中央防災会議 防災対策実行会議
熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策
検討ワーキンググループ

目 次

はじめに	1
I 平成28年熊本地震災害の状況	3
1. 地震の概要	3
2. 被害の概要	4
3. 政府の主な対応	22
II 今後の災害時の応急対策・生活支援への提言	29
1. 地方公共団体への支援の充実	29
1-1. 物資供給や人的支援等に関するプッシュ型支援策	29
1-2. 市町村の被災状況等に応じた臨機応変な支援策	34
1-3. 市町村等の応援・受援に係る考え方の整理	38
1-4. 円滑な災害対応を進めるための災害救助の見直し	43
2. 被災者の生活環境の改善	45
2-1. 被災者の状況の速やかな把握と対応	45
2-2. 医療等の専門家や避難所運営等の専門知識を有するNPO等との連携強化	50
2-3. 避難所の生活環境の確保・避難者への適切な情報提供	53
2-4. 要配慮者の避難を地域で支える仕組み	56
3. 応急的な住まいの確保や生活復興支援	60
3-1. 住まいの場の円滑な確保	60
3-2. 生活再建のための戦略的な対応	63
4. 物資輸送の円滑化	67
4-1. 地方公共団体の被災状況を考慮した物資支援	67
4-2. 避難者に物資を速やかに届ける仕組みづくり	71
4-3. プッシュ型物資支援の改善	74
4-4. より避難者ニーズに的確に応えるためのプッシュ型支援・現地購入	76
5. ICTの活用	78
5-1. 災害対応におけるICTインフラの導入	78
5-2. 防災情報に関する官民連携に係る仕組み「災害情報ハブ」の推進	80
5-3. ビッグデータ・SNSの情報等の活用を検討	81
6. 自助・共助の推進	82
6-1. 自助・共助の向上に向けた取組	82
6-2. NPO等との連携やボランティアへの活動の場の提供	86
7. 長期的なまちづくりの推進	90
7-1. 長期的な観点の災害に強いまちづくりと復興	90
8. 広域大規模災害を想定した備え	92
8-1. 大規模災害の被害想定と対応策の充実	92
8-2. 防災業務の多様化・増加に対応した地方公共団体の防災力強化	95
8-3. 支援を想定した体制整備や業務継続性の確保	97
あとがき	100
(参考) 熊本地震における各省庁の対応と取組・調査等	101
1. 熊本地震における各省庁の対応等	101
2. 平成28年熊本地震に関する取組・調査	123
(参考) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ 開催経緯	135
(参考) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ 委員名簿	136
(参考) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ 発表者名簿	137

- ・被災者台帳に係るデータについて、各システム間で受渡しをする際の入出力形式等の標準化などが進められるべきである。
- ・発災時における避難者状況の把握や地域住民の防災力向上を図るための防災訓練の実施に当たっては、防災アプリの活用やマイナンバーカードを活用した本人確認を行うことなども考えられ、民間企業の提案力も活用しつつ様々な創意工夫が行われることが望ましい。
- ・小型無人機については、災害発生時において、人の立ち入りが困難な危険な場所のみならず、被災状況を視覚的にとらえることができる上に、防犯等の効果についても期待されていることから、防災面における活用について取り組みを進めていく必要がある。
- ・各種災害対応システムの運用にかかる応援受援等を効率的に行う観点から、防災上の連携を図るべき地域においては都道府県や市町村がシステムの導入について協力して検討することもある。
- ・なお、大規模災害時には、携帯電話など国民生活の基本となる通信サービスの利用が困難になり、途絶する可能性が高い。このため、ICTにより災害対応を強化するためには、非常用通信手段を確保する必要がある。





一般財団法人 全国地域情報化推進協会
The Association for Promotion of Public Local Information and Communication

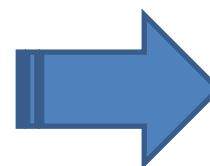
教育分野に係る標準化

APPLICの校務の情報化・標準化の取組み

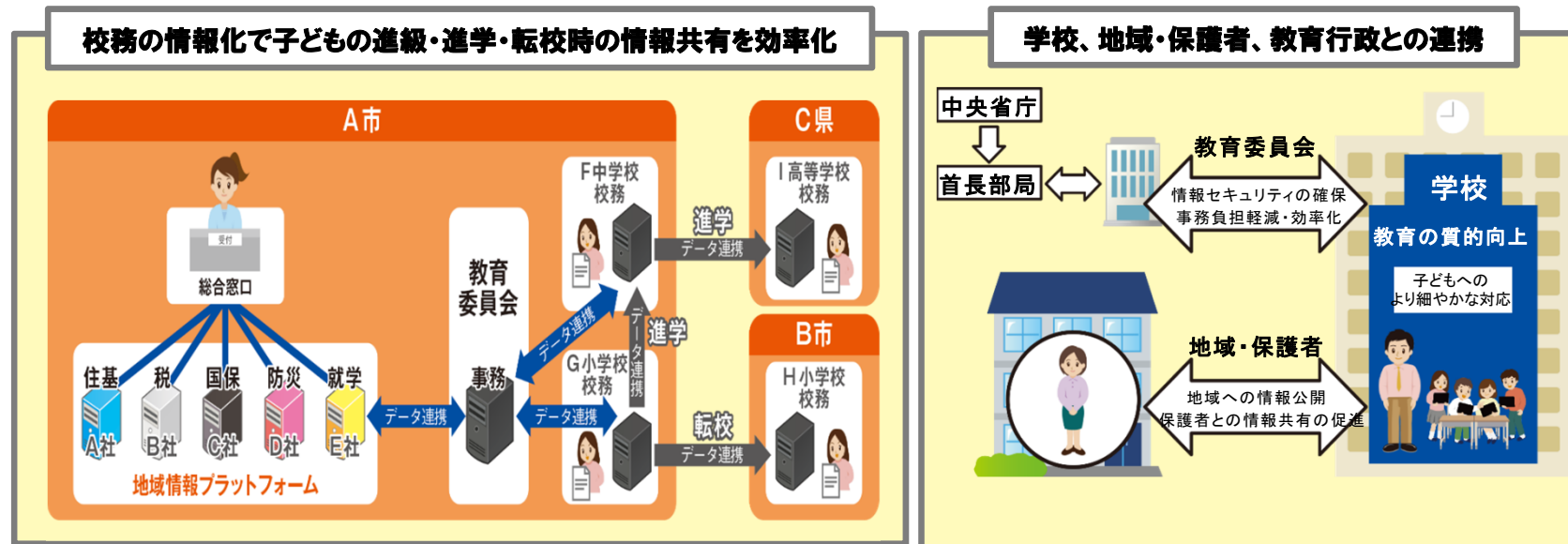


～「教育の質向上」に向けた「子どもと向き合うゆとり」の創出には、「校務の情報化」が
【校務の情報化の目的】 必要～

- ・教職員の校務負担軽減、効率化
- ・教職員・保護者の情報共有
- ・地域への情報公開促進
- ・情報セキュリティの確保 等



子どもに対する
ゆとりの創出



APPLICが推奨する標準化について

学校業務には、学籍、成績、保健、備品管理など様々な業務があるが、本仕様では、**法的に定められている指導要録、健康診断票**についてデータ連携の標準化を図るとともに、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様で定義される就学ユニットとの連携を図っている。

教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携(小中学校版V1.2、高等学校版V1.0)

■学習者情報アプリケーションユニット

■学習者情報アプリケーションユニット

学習者(児童・生徒)の様々な情報を、それぞれの学校および各団体間で、1個人単位でのデータ連携を可能とし、公立の小学校・中学校・高等学校及び各団体間の教育支援活動の向上に寄与することを実現する。

指導要録:文部科学省の参考様式を基本として作成。【特別支援学級、特別支援学校(小学部・中学部)にも対応】
学校設定科目や原級留置にも対応 【特別支援学校(高等部)にも対応】

※通信制の高等学校には対応していません。
※学齢簿情報とのデータ連携を実現(オプション機能)

■学校保健アプリケーションユニット

学校保健業務に関わる団体が、個々に保有する学校保健情報をそれぞれの学校および各団体間で、1個人単位でのデータ連携を可能とし、公立の小学校・中学校・高等学校及び各団体間の学校保健活動の向上に寄与することを実現する。

健康診断票:(公財)日本学校保健会より出版されている「児童生徒健康診断マニュアル平成27年度改定」にある健康診断票・歯科検査表の様式参考例を基本として作成。

学習評価及び指導要録の改善等に伴う標準仕様の改訂

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）がとりまとめられたことを受け、文部科学省が新学習指導要領における配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等を取りまとめ、関係機関へ通知した（平成31年3月29日）。

これらより従来の指導要録を変更する必要があることから、教育・校務WGでは参考様式が示された小中学校について、今年度の活動として仕様書の改訂を行うことを決定し、「校務基本情報データ連携小中学校版 V2.0（案）」を作成した。

● 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

30文科初第1845号

平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教育長殿
各指定都市教育委員会教育長殿
各都道府県知事殿
附属学校を置く各国公立大学長殿
小中高等学校を設置する学校設置会社
を所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長殿

文部科学省初等中等教育局長
永山 寛久

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

この度、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）（以下「報告」という。）がとりまとめられました。

報告においては、新学習指導要領の下での学習評価の重要性を踏まえた上で、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめられています。

文部科学省においては、報告を受け、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等を別紙1～5及び参考様式のとおりとりまとめました。

ついで、下記に示す学習評価を行うに当たっての配慮事項及び指導要録に記載する事項の見直しの要点並びに別紙について十分に御知の上、各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれましては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれましては、その官下の学校に対し、新学習指導要領の下で、報告の趣旨を踏まえた学習指導及び学習評価並びに指導要録の様式の設定等が適切に行われるよう、これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。さらに、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）と小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校小学部との緊密な連携を図る観点から、幼稚園等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、平成22年5月11日付ナ22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」のうち、小学校及び特別支援学校小学部に関する部分は2020年3月31日をもって、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部に関する部分は2021年3月31日をもって廃止することとし、また高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校高等部に関する部分は2022年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学者（編入学による場合を除く。）について順次廃止することとします。

なお、本通知に記載するところの「小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）の学習評価等については、引き続き平成28年7月29日付ナ28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」によることとし、特別支援学校（知的障害）高等部における道徳科の学習評価等については、同通知に準ずるものとし。



一般財団法人 全国地域情報化推進協会

The Association for Promotion of Public Local Information and Communication

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm 19

V2.0（案）における改訂ポイント

改訂における考え方	対応内容
（１）小中学校版について 新学習指導要領に基づき 改訂を実施	・文部科学省より提示の新たな指導要録参考様式への対応を行いV2.0とした
（２）過去仕様書 （V1.2まで）の参考様式 も包含する仕様とした	・データ一覧へ、いつの指導要録フォーマットであるかを示す「版」を追加 ・「特別の教科 道徳」の正式対応（V1.2では総合所見記載する暫定対応） ・小学校での外国語（英語）対応を追加 ・新しい指導要領の観点コード値を追加（以前の指導要録のコード値も残存） ・併せてXMLスキーマを変更
（３）その他	・健康診断票については変更なし ・高等学校版のバージョンアップは来年度以降を予定

新たな参考様式への対応

●小学校指導要録(参考様式)

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学級							
		整理番号							

各教科の学習の記録							特別の教科 道徳		
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年
国 語	知識・技能								1
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								2

●中学校指導要録(参考様式)

各教科の学習の記録							特別の教科 道徳		
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年
国 語	知識・技能								1
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								2

各教科の学習の記録							特別の教科 道徳		
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年
国 語	知識・技能								1
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								2
社 会	知識・技能								1
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								2
算 数	知識・技能								2
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								3
理 学	知識・技能								3
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								4

仕様書V2.0について

「教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携小中学校版 V2.0」
につきましては、以下にアップロードしております。

■仕様書V2.0アップロード先

<https://www.applic.or.jp/private/standard/2019/Edu-WG/unitsiryou.zip>

